

# 議案第73号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案書27P~28P

## 1. 条例改正の目的

市長が掲げる重点施策を推進するにあたり、今年度を実施した機構改革を踏まえ、より効率的・効果的に取組みを進めていくため、次のとおり機構改革を行う。

なお、本条例は、部に関わる事務分掌を規定するものであるため、課に関わる部分については、別途規則改正を行う。（施行期日：令和5年4月1日）

### (1) 財産管理・利活用機能の強化

現在、総務部内に設置された「財産管理室」では、公共施設等総合管理計画や公共施設等再配置計画を踏まえ、市有財産の管理・活用や建築物の営繕を担うとともに、庁舎整備についても検討を進めている。

また、都市計画部内に設置された臨時組織「まちづくり推進室」では、「市民創造の森構想及び星田地域の課題対応等事業」、「寺作業所跡地におけるスポーツ施設整備」といった個別の市有財産活用事業を担っている。

まちづくり推進室が担うこれらの市有財産を活用した取組みは、政策上の優先度が高いこととあわせて、市有財産に係る総括的な管理のもと進めていくことが望ましいことから、市長直轄の組織として、取組みの実効性をより高めていくため、財産管理室に機能及びノウハウを集約し、新たに部に属さない「財産管理室」として設置するもの。

## 議案第73号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

議案書27P~28P

### 2. 【参考】 条例改正を伴わない規則改正案

#### (1) 秘書・政策調整機能の強化

市長が掲げる重要施策等を効率的・効果的に推進するにあたり、総合調整機能をより充実させるため、企画財政部内において2つの課に分かれていた秘書機能と政策調整機能を統合し、新たに「秘書政策課」を設置するもの。

#### (2) 情報発信機能の強化

市内外への情報発信機能を強化し、本市のブランディングの確立に繋げるため、情報政策課を「情報マーケティング課」に改めるもの。また、本課においてふるさと納税の活性化に向けた事務を担うもの。

#### (3) 都市計画・まちづくり機能の強化

新たなまちづくりの調整や公共交通に係る検討、移住・定住促進の取組み等を推進していくにあたり、都市計画課が担う都市計画・まちづくり機能、住宅政策機能を充実させるため、課の名称を「都市まちづくり課」に改め、必要な事務分掌の整理を行うもの。

なお、これまで臨時機構「まちづくり推進室」が所掌していた「第二京阪道路沿道における土地区画整理事業の企画調整等」については、都市まちづくり課が引き継ぐもの。

#### (4) まちづくり推進室の廃止

以上のとおり、まちづくり推進室が担ってきた事務事業については、新たに設置される財産管理室及び都市計画部都市まちづくり課にそれぞれ引き継ぐことから、当室は廃止する。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年12月定例会

	議案の 件名	議案第73号 交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">条例</span> その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、事務分掌条例の一部を改正し、部に属さない市長直轄の組織として新たに「財産管理室」を置く。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
現在、都市計画部内に設置された臨時組織「まちづくり推進室」で担っている「市民創造の森構想及び星田地域の課題対応等事業」、「寺作業所跡地におけるスポーツ施設整備」といった個別の私有財産を活用した取組みは、政策上の優先度が高いこととあわせて、市有財産に係る総括的な管理のもと進めていくことが望ましいことから、市長直轄の組織として、取組みの実効性をより高めていくため、財産管理室に機能及びノウハウを集約し、新たに部に属さない「財産管理室」として設置するもの。		重要施策に応じて組織、機構を変更することで、業務をより効果的・効率的に進めていくことができる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
〈市民参加の状況〉		“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)	76 市民も事業者も市の職員も、みんなで楽しく汗をかいている 81 公共の施設がいろいろな市民の活動に利用されている 82 公共の施設の窓口が便利でわかりやすく親切である				
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
有・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		策定年度					
		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		企画財政部	政策企画課	<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">有</span> ・無（新旧対象表等）			

交野市事務分掌条例（平成9年条例第19号）新旧対照表

新	旧
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部に属さない室（以下「室」という。）を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 財産管理室</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び安心して暮らせ、活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>第2条の2 (略)</p> <p><u>2 第1条第2項第2号に規定する室の事務分掌は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 営繕、管財に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市有財産の総合調整及び活用等に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部に属さない室（以下「室」という。）を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 総務部は、行政内部の基幹的事務及び安心して暮らせ、活力あふれる地域社会づくりを担うものとし、その主な事務分掌は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 営繕、管財に関すること。</u></p> <p>2～8 (略)</p> <p>第2条の2 (略)</p>